

公益財団法人日野市環境緑化協会会印規程

〔平成24年4月1日〕
規程第5号

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日野市環境緑化協会（以下「協会」という。）の会印について必要な事項を定めるものとする。

(会印の種類)

第2条 会印は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 協 会 印

(2) 理 事 長 印

(ひな形及び寸法等)

第3条 会印の名称、寸法、用途等は別表第1、ひな型は別表第2のとおりとする。

(管 理)

第4条 会印は事務局長（以下「局長」という。）が責任をもって保管しなければならない。

(会印台帳)

第5条 局長は会印台帳（様式第1号）を備え、第2条に規定する会印を登録しなければならない。

(会印の調整、改印及び廃止の手続)

第6条 局長は、第2条に規定する会印を調整し、又は改印し、若しくは、廃止しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(会印の使用)

第7条 会印は、協会名又は理事長名の文書以外に使用してはならない。会印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の起案文書をそえて、これを局長に提示し、その審査を受けた後押印し、かつ割印をしなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

会印台帳 (様式第 1 号)

会印の名称		
会印の区分	一般専用	印影
作成年月日	年 月 日	
使用開始年月日	年 月 日	
改印年月日	年 月 日	
廃止年月日	年 月 日	

別表第 1

番号	会印の名称	書体	寸法	用途	個数
1	公益財団法人日野市 環境緑化協会之印	てん書	方 27m/m	一般文書用	1
2	公益財団法人日野市 環境緑化協会 理事長印	てん書	方 24m/m	一般文書用	1
	公益財団法人日野市 環境緑化協会 理事長之印	てん書	径 18m/m	金銭出納用	1
3	公益財団法人日野市 環境緑化協会割印	てん書	長径 33m/m 短径 13m/m	一般文書用割印	1

別表第 2

